

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月27日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都みらい21

### (2) 代表者の氏名

福間 輝芳

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区一条通七本松西入東町47番地3 Mビル6F

### (4) 定款に記載された目的

本会は、「日本人の心のふるさと京都」を発起点として,我が街京都を愛する人々に対して,より良い街づくりとその提案をすると共に,その街をつくるひとの中でも,特に次代を担う青少年や若手起業家を育成し,京都を明るく楽しい活気あふれる街にするための事業を行い,また,NPOを中心として各種団体・住人・行政のネットワークを構築することにより,社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年8月8日

(文化市民局地域自治推進室)